

伊達・南部藩境の集落

池田雅美

一、はじめに

日本はアジアにおける島嶼国であるから、同じ大陸にモザイク式国家郡が存在するヨーロッパなどのように、政治的国境に対する関心は高くない。

しかし、わが国も封建時代は藩界という政治的区画については、さまざまな地域的境界形式があり、その境界観念は決してヨーロッパに劣るものでないことを岩田孝三氏は述べている⁽¹⁾。

江戸時代、各藩の境界標識中、もっとも境界施設に万全を期したのが南部藩で、北進する伊達氏との藩境に寛永十九年（一六四二）、藩境塚を西は奥羽山脈、駒ヶ岳から東は太平洋岸の唐丹湾まで一三〇キロにわたって築いた。

これはわが国各藩の境界標識の中でも珍らしいことである。

しかし、この藩境塚を築くまでには、伊達氏と南部氏とが藩境を接するようになった天正十九年（一五九一）から寛永十九年（一六四二）まで五十二年に亘る境争論が続ぎ、築設後も越境事件や修覆が幾度か行なわれた。

ここにその藩境塚築設後の歴史的経緯の一端を古文書に徴し、併せて藩境の集落、江刺市米里学間沢（旧伊達領）と和賀郡東和町田瀬学間沢（旧南部領）の発達や、これら二つの集落が藩を異にしたことにより、どのように異なるかを民家を中心として集落地理学的に調べてみた。

二、藩境塚の築設と越境事件

伊達・南部藩境塚は寛永十八年（一六四一）伊達・南部両藩の間に全面的築設の申合があり、寛永十九年（一六四二）に駒ヶ岳から唐丹湾まで築かれ、黒木二ツ塚より五輪之峠までは四十五の塚が築設されている。

上大内沢妥女記によれば元禄十一年（一六九八）における伊達・南部両藩の塚の数、間数は次の通りである⁽²⁾。

御境塚間数之事

- 一、江刺と気仙御境物見峠より南部と気仙・江刺御境目迄武百廿間
- 一、右之所より江刺南部御境塚迄六拾間
- 右御境塚より箱根石御境塚迄三百貳間
- 右塚より次三塚迄四百六拾間、右之塚より次之塚迄六百八拾四間、右塚より次の塚迄参百廿五間、右塚より次の塚迄貳百廿五間
- 但板橋迄右塚合六ッ
- 一、板橋町宿海道南之塚より所之塚迄百五拾間
- 一、右板橋より次迄三百拾間、右塚より次迄百八拾間
- 一、右塚より次迄五拾間、右塚より次迄百貳拾五間
- 一、右塚より次迄四百八拾五間、右塚より次塚迄六百五拾五間

- 一、右塚より次迄四百五拾間、右塚より次迄貳百四拾間、
一、右塚より次迄百間
 - 一、五輪峠海道はた南之塚迄合拾
 - 一、五輪峠南之塚より北之塚迄拾間
 - 一、右塚より次之塚迄百九拾貳間、右塚より次迄三百九拾貳間
 - 一、右塚より次迄三百貳間、右塚より次迄三百九拾五間
 - 一、右塚より次迄五百拾間
 - 一、明神堂御境塚より次之塚迄貳百拾貳間
 - 一、右塚より次之塚迄貳百八拾六間、右塚より次迄百五拾間
 - 一、右塚より次迄貳百參拾貳間、右塚より次迄百貳拾六間
 - 一、右塚より次迄三十間、右塚より次迄三拾五間
 - 一、右塚より次迄貳拾貳間
 - 一、右塚より次迄百貳間
 - 一、右塚より次迄四百壹間
 - 一、右塚より次迄貳拾壹間
 - 一、右塚より次迄六拾六間
 - 一、右塚より次迄四拾九間
 - 一、右塚より次迄貳百四拾九間
 - 一、右塚より次迄百九拾間
- 黒木峠貳ツ塚迄古館合拾七也
右塚合 三十八
- 外
- 一、氣仙分之塚、四ツ

一、黒木峠より小峠之間、延宝九年新塚廿一

右之通り拙者共被預り置候御絵図に引合塚数相改相違無御座候

元禄拾壹年四月九日

以上

古人

佐伝治

古人

平作

〃上大内沢

喜兵衛

〃山元

甚九郎

生江助内様

高玉平助様

かくの如く境界には土塚が築かれ、古人が監視を勤めていたが、それでも伊達領側沼辺内記の家老二人を首謀とする町人・百姓が南部側田瀬村蛭川山、江刺市左エ門の領地に大勢で押しかけ、盟伐をつづけたので、ついに幕府への訴えとなり、それぞれ処分されたことが上大内沢女由来記に

「延宝八年十月比より南部蛭川山へ御国之者大勢押込盜伐仕候ニ付南部より山守共罷越防候得共、此方大勢ゆえ山守共打伏しばり付置、毎日此方より大勢参候ニ付、南部江刺市左衛門殿御家中より人首沼辺大炊様御家中ニ度々書状被遣候ニ付、此方より返事と書状ヲ証ニ取南部より江戸へ御披露相成前書之通り閉門等被仰付候内、御家老二人出奔ニ付右内之者二人五輪海道ニ而御成敗ごくもんニ被相懸肝入検断組頭右五人宇舎御追放右役目被召放候事」と記されている(36)。

また、同じ延宝年間、南部覚間沢の者が伊達領に越境畑起し事件をおこし、人首村肝入、江刺郡大肝入からも上申されていることが「江刺之学問沢古人共申口」に

一、南部御領和賀郡田瀬村之内、覚間沢之太左エ門、名子藤右エ門、藤左エ門、孫惣と申者右三人御領内へ切越新畑起シ申処

南部領ニハ無御座候。右御境目寛永十九年六月御境塚被相立候時分、拙者共御案内ニ罷出候付而、御境目様子寛申候。黒木長根より小峠迄之内南部之者ども御境目を切越シ申候所、新畑三ヶ所共に御当領ニ紛無御座候。其証扱には先年境塚為御築被成候。境塚より南之方に元來の道御座候て、御境目は道より北に被相立候ニ付、右之道ともに御当領に御座候。依之御当領之地方者道より南に斗御座候。然所、南部之藤左エ門畑者黒木長根御境塚と中之塚之間、元來より之御境道を南之方へ廻シ新畑六七年以前より切越し申候而、御境塚より五六間程花レ御領内へ切越申ニ付此度御見分被成候通、先年之境塚被相立候時分之道跡、藤左エ門、畑之上下ニ有之御領内紛無御座候処に南部よりハ御境当道切之由申越候儀非分之至に御座候事。

一、南部之藤右エ門起之畑ハ九年程以前より御境塚之沢を御領内へ切越申候ニ付、不及異議不申儀ニ御座候故南部之者共も御当領之由申候。乍去此方之茂左エ門畑南部御領へ切越申候間、其返報ニ態ニ御領内へ切越申候由、申候事。

一 南部之孫惣起候畑も先年御境之相立候石切之道を南方へ廻し拾ヶ年程以前より御領内へ切越申候儀、紛無御座候。其証扱ハ此畑きわえ上下に元來御境之道跡有之、其上彼畑之内に先年より之御境道たき水の所石橋を掛、当五月迄其所に御座候を、此度論之証扱に罷成候儀迷惑に存し候と相見へ、右石橋を当五月二十六日より二十九日迄之内取除田に仕、いねをうへ指置申候へ共、右石橋之台石沓ツ爾今田中に御座候。

右石橋先年より当年迄南部御領御当領之者共諸人見候而、無隱事に御座候間、南部之者に対決仕候はば、右之品々拙者共可申理候条南部之者申請被成間敷事。

一 中之塚より小峠之塚見返し山桑ねつこ有之所先年御境道之由南部之者共申候て此方之茂左エ門畑之内三うね南部御領へ切越申候由申候間、此所を荒し道ニ可仕旨、此方寛間沢之惣右エ門申候て、延宝四年之春、茂左エ門畑之内三うね、右惣左エ門さいみ相立申候得共、御領内之畑道に仕儀に無之由、拙者共申候て、品さいみぬき槍申候、此段南部之者共に惣左エ門一味仕非儀を申懸候。依之南部之者共には南部御領へ切越申候由申候へ共、此畑ハ明曆年中ニ御竿相入甚上畑より二三間程隔南方方ニ先年之御境道跡も有之御領内ニ紛無御座候事。

一 南部寛間沢之二兵衛と申者切越申候島、長さ七八間、横沓間程御領内へ切越申候。其証扱ハ畑之上下ニ元來之御境道跡有之。其上先年御境を相立候時分、道より南にみつあな御座候処に道をまわし、二兵衛畑起し申候故右みつあな道より北に罷成、畑きわに有之御領内にまきれ無之候間、此所とも南部は可申理候得共少分之儀に御座候間見分不申理候。此度之見分之上絵図ハ仕立被成候に付、委細に被相尋候間如此申上候事。

- 一 黒木長根ノ下中之御境きりに南部への通道元来より御座候所に藤右エ門畑御領内切越し申候砌、右の道をもなめし畑に仕候。其後孫惣御領内へ切越申候畑ノ西きわに新道を相付、南部への通道に仕候。此段も御境証拠に御座候事。
- 一 南部之者共御領内へ新畑切越土手くね類と相立申候砌、其者共に申断なめさせ、畑をも為荒可申処、見のがし罷有候儀拙者共不屈之由、御尋に御座候其段は御ふしん御尤に御座候へ共、地主惣左エ門南部之者に一味仕えミのかし罷有、拙者共名子之儀に御座候故何を申上ても惣左エ門承引不仕、覚間沢之儀へ我にちゆう之儀に候間、かまい申間敷候由申候。惣右エ門心に連申候へ共色々非義被申懸迷惑仕候故、無是非惣右エ門次第に仕被有候へ共此段脇々よりきこい申候て拙者共迄曲事に可被仰は存当度書面を以悪事之品々申上候事。
- 一 同村清左エ門親様ノ儀寛永十九年に御境塚を相立候砌御案内に被出候に付、学間沢の御様子覚申候。南部之者共切起申候畑御領内へ切越儀実正に御座候。
- 一 先年之御絵図に引合、此度御仕立被成候御絵図拙者共へ御ミセ被成候。少も相違御座無候。 以上

学間沢

人首村古人

延宝八年

八月十三日

正 左 衛 門
次 右 衛 門
茂 左 衛 門
太 右 衛 門
松 □ □ □
大 三 郎 兵 衛
き も 入 右 衛 門

右之通学間沢御境目此度御見分被成置候に

同年

同月

人首村きも入

				清
				左
				衛
				門
			同	
			村	市
				兵
				衛
			下	正
			門	左
			岡	衛
				門
			先	
			大	
			き	
			も	
			入	
			は	
			ら	
			た	
			い	
			村	
			藤	
			左	
			衛	
			門	
			大	
			き	
			も	
			入	
			三	
			郎	
			兵	
			衛	
			門	
			又	
			右	
			衛	
			門	
			同	

日野四郎兵衛様
 大和田 六藤様
 佐藤文右衛門様
 延宝八年八月十日に上大内沢御宿同十一日に学間沢境御見分申被成御一宿学間沢に同十二日大内沢御移、十三日ニ御立被成候
 岩谷堂に御留被成候

以上

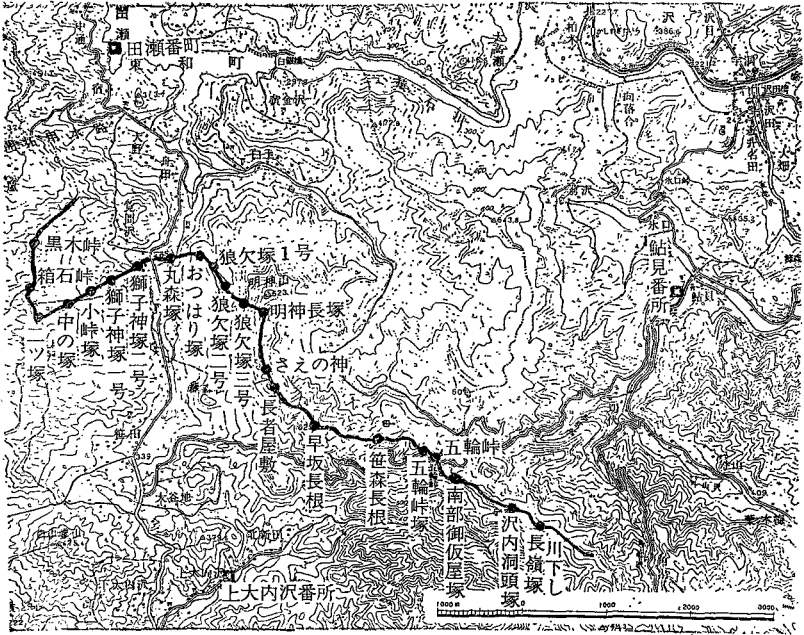
とみえている(4)。

三、藩境塚と修覆

黒木ニツ塚から五輪峠塚までの藩境塚は数十年も放置されると樹木が茂り、通行ができなくなるばかりでなく、境塚も崩れ、見分けが困難になるような環境である。

そのことについては寛政七年(一七九三)の「御境願書并御上様より御聞刺留帳」に

「江刺郡人首村南部御境黒木峠より五輪迄之内御境通り至而生茂り通用も相成難に罷成り申候」



第1図 覚(学)間沢付近の南部・伊達領境塚・境番所分布図

とか、あるいは

「人首村南部御境黒木通りより五輪迄之内御境塚大破所御塚形も難相見得罷成申候付此度御修覆被成下度別紙願上候」

などとみえていることでも明らかである(5)。かくて古人が黒木二ツ塚から五輪峠までの塚の見廻りや修覆、焼切りなどの実施状況を上司に報告していることが次の古文書にみえている。(6)。

御上書之覚

- 一 田瀬村、倉沢村迄之御境洞より日ノ懸、神成峠、枕峠、四ツ榎長根、黒木長根迄、上代より嶺ツ、き水荷切に御座候
- 一 隠洞より黒木峠まで、西南ハ仙台御領野手崎村、東北田瀬村
- 一 黒木二ツ塚より五輪峠まで西南ハ仙台御領人首村東北ハ田瀬村
- 一 先年より御境通江古人頭三関右衛門古人彦人ツ、召連五日置に相廻申候
- 一 右廻ニ付、御日帳相認置相廻名留印形仕、江刺市左衛門役所江指出申候。

- 一 黒木ニツ塚より五輪之峠迄、塚數四拾五右塚享保十三年申ノ三月廿日、右塚之内十七御修覆被成、残廿八無御修覆御座候。
- 一 延宝八年申十一月十五日黒木御境之論所仕候得共、相濟申候。其後より御上より焼切被仰付相勤罷有候。
- 一 黒木御境江三月中廻所ニ天氣見合、双方より相談焼切仕候。

右其節古人頭三関三郎右衛門古人三人御蔵肝入給所肝入并ニ村御人足五六十人召連焼切申候。

正月 日

右之通書上申候

古人共控

以上

一 此度御境并只今迄相勤居候儀御尋ニ付、私共先祖より申佐置儀ハ承知仕相勤居申候。尤御境絵図并諸事書付時々御上江差上申候而承知仕候。仍而委細之儀不被申上候。右之趣宜様ニ申上被下度奉願上候

古人 三人

以上

四、北上盆地の藩境防衛集落

伊達・南部藩境防衛集落で最も代表的なところが奥羽街道に沿う相去・鬼柳の二集落である。

国道四号を水沢から北上すると北上市のやや南に整然とした街村状の人為的境界を設けた藩境集落景觀が眼につく。

すなわち、街村の北半分が南部領の鬼柳で、南部領の南端である。南半分の相去は伊達領で、町の北端には高い土手を築き、中央の関門には大扉を立て、夜間閉門して人馬の通行を禁じ、土手は屈曲して枳形と呼ばれた。明暦二年（一六五六）忠宗が北境の備として番所をおき、足軽百二人を置いた(?)。

正保大絵図には「相去村新町」とあるから、明暦以前に集落形成が行なわれたのであろう。さらに、寛永十九年（一六四二）には伊達藩は相去の集落に境塚六十八個を築いている。

相去・鬼柳付近は北上盆地の両藩における米作地であったから、藩境としても最も強く境界の意義が表わされたように、そのことは南部叢書にも次の如く

境目申合覚

- 一 田瀬かくま沢すりは 屋敷通境に申合候事。
- 一 人首境は五輪峠切に申合候事。
- 一 立花境は五輪峠切に申合候事。

この三ヶ所は御領分の者如申候。境目申合相立申事。

- 一 気仙赤坂山は陸奥守領分の者如申候。峰切に境目申合相立申事。

一 相去、鬼柳界は原の分御領分よりは、きたなかね、すみ塚の境を陸奥守領分の者原切境の由申候を互に前代の境を差置半分つゝに仕、新境相立可申と申合候事。

附

鬼柳、相去境山中入候ては御領分の者は駒ヶ嶽北半分、下は八森峰切と申候。陸奥守領分の者は、げとう川切と申候。是も前代の境を互に差置半分つゝに仕、新境を相立可申と申合候。但堂の北半分は御当方、南半分は陸奥守領分に堂計を申合候。駒ヶ嶽より落申水は御領分に仕候共、陸奥守領分に罷成候共、用水の時分は申合半分つゝ水ひかせ可申由申合候。以上

寛永十八年十二月三日

松平陸奥守内

河島豊前

小枝指権兵衛殿

石亀庄兵衛 殿
儀 俄重右衛門 殿

とあって、寛永十八年十二月「仙南領分境塚築始之事」として、伊達と南部との境界に全面的に精密に申合せたのでなく、北上川流域を密にしたとかかかっていることでも明らかである。

このほか、六原扇状地に立地する三十人町は、伊達藩最北端の藩境防衛集落として三十五人の足輕を配置した三十戸の屋敷が五十間に百間という地割をした街村状の計画的足輕集落である。

五、北上山地における藩境の集落

北上山地における藩境には和賀郡東和町田瀬の覚間沢（旧南部領）と江刺市米里学間沢（旧伊達領）の集落が対向的に分布しているが計画的防衛の集落でなく、藩境としての重点は一般に北上川右岸の平地に置かれたことが注目される。

学間沢の藩境には現在、土塚があることと明神山西斜面の林相が藩境で明瞭に異なることの外、特別の藩境防禦施設はみあたらない。

両集落とも畑作を中心とした北上山地の山村で、三十人町の屋敷のように井然たる地割もなく、土塁などの防禦施設をもつ屋敷もない。ただ、実地調査によると米里学間沢には旧番屋敷があったというし、その傍らに今も札場という屋号の家が残っているのは、藩境の警備に当たった者の休けい・宿泊所とも考えられ、わずかながら藩境の面影を偲ばせている。

A 米里学間沢

イ、集落の発達

江刺市米里の学間沢は江刺市の中心岩谷堂から東に二十二キロの所で、北上山地に若い谷を形成している太田川（綾瀬川）を境として、その東と西斜面に散在分布する二十戸からなる山村である。集落分布の割合は西斜面に多い。

この集落の成立の時期を明らかにした資料は得られなかったが、人首村風土記によると「……慶長十壹年当御地頭様御入替之事に相聞得申候事。」とあって、人首村の沼部が沼部村より地頭として入替になったのが慶長十一年（一六〇六）であるから、おそらく学間沢の集落はその後に成立したものとおもわれる。

寛永十九年（一六四二）の人首村御検地帳によると学間沢屋敷として

惣右衛門屋敷 畑 二九町一反二七一八歩 その他 茶畑 二七歩

とあり、また、屋敷の面積は上・中・下の中学間沢屋敷は下となっていて、

惣右衛門屋敷	タテ二二間	ヨコ三八間
弥左衛門屋敷	タテ二六間	ヨコ三四間
平左衛門屋敷	タテ一八間	ヨコ二〇間
吉右衛門屋敷	タテ一六間	ヨコ二四間

となつている（10）。

惣右衛門外三人はおそらく惣右衛門の分れと考えられるが、寛永の検地のころの学間沢はこの程度の集落であった

と考えられる。

ところが、人首本小路、新田氏蔵の年代不詳の江刺郡人首村絵図によると学間沢の集落として十戸が記載されている。

江刺市人首の郷土史家、松淵章氏の鑑定によると同絵図は貞享二年（一六八五）から元祿十年（一六九七）の頃に書かれたものとされているから、それを肯定すれば元祿のころの学間沢は十戸位に発達していたことが推察される。

降って、文化六年（一八〇九）には人首、滝ノ沢稻荷神社御堂の造営をしているが、この造営に学間沢から寄附した人の名に正之助 運蔵 佐吉 伝四郎 庄兵衛 善内 勘蔵 久之助 喜蔵の九名があるので、同絵図面のところに十戸の集落があることはほぼ認められるのである〔1〕。

口、集落の機能

米里学間沢は地形の関係上、畑作を主とする集落であることは前記寛永の検地帳にも明らかで、それによると一部茶も栽培していたことが記されている。

昭和四十八年現在市役所統計による一筆当り耕地面積は田、四八五、〇七三平方メートル、畑、八二二、一五〇平方メートル、畑の面積が田の約一・六九倍である。また、一筆当り山林面積は二七八三・九七平方メートルで、田畑一しよにした耕地面積一三〇六・二二平方メートルの実に二・一倍で山村性がみられる。一筆当り原野面積はさらに大きく、四五九、一六三平方メートルである。

水田は寛文のころ開発されたことが人首村風土記に次の如くかかっている〔2〕。

「学間沢、笹ノ田和地形は寛永十九年（一六四二）御竿入の節は無残畑代に御座候所、寛文中、願の上、田代に相成候事、切

替帳委細見合候はば相知可申」

その後、延宝八年（一六八〇）ごろは「そば」を栽培したことが上大内沢妥女由来記の学間沢・黒木御境論の中に

「延宝八年六月畑起主屏入使を以拙者共方へ申遣候へ、只今ハそば蒔時ニ有之候間起候畑ニそば蒔付可申由申參候間、拙者共返事ニ起候畑ニそば蒔候共又ハあらし置候共此方より指図ニおよび申候……」

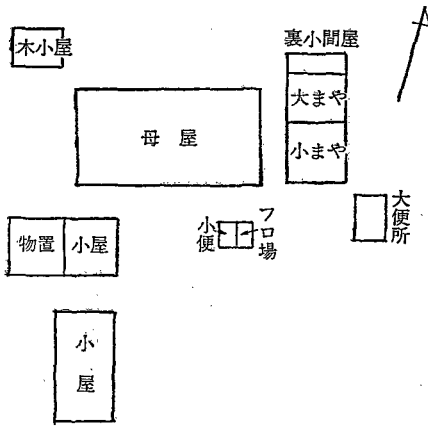
とみえている(13)。

かくて学間沢は畑作を主とし、藩政時代は茶・そばを栽培し、その後、麦・粟・小豆に変わったが、現在の主な畑作物はタバコで、一部キウリを栽培している。

太田川の沢を利用した狭小な水田は水持ちが悪かったため、沢水をかけ流したため水温は低く凶作になることが多かった。しかし、第二次大戦後の食糧増産時に山地の傾斜面にも階段状に水田が増え、水持ちも良い田が作られたことと灌漑の発達、品種改良などの科学技術の進歩と相俟って米作も進んだ。しかし、水田面積は依然畑より少く、畑作を主とし、一部製炭（冬だけ）や山仕事もみられる北上山地の山村である。

この集落は藩境に立地しているので、すぐ北に対向的に分布している南部覚間沢とは三百米位の所にあるが、藩政時代は通婚が禁じられていたことが人首村風土記にみえている(14)。しかし、天保年間に死亡した人で縁組している人もあるし、明治以後は両集落の通婚が自由であったし、冠婚葬祭や屋根の葺替えなどにはユイの制が行なわれた。しかし、その制度も昭和三十年ごろから生活改善や屋根の改造により崩壊した。

また、学間沢の流通圏は米を農協に、煙草は岩谷堂に出荷している。日用品の買い物は小さなものは江刺市米里の人首に、大きいものは岩谷堂か水沢に依存している。



第2図 江刺市米里字学間沢、
千葉栄進氏宅家屋配置図

交通は一日、二往復の和賀郡東和町と江刺市米里字人首を結ぶバスだけで、自家用車もほとんど普及していない辺地である。

南部田瀬覚間沢との生活上の相違は言語が田瀬覚間沢は南部弁、米里学間沢は仙台弁で明瞭に異なるし、米里学間沢の人々は一般に田瀬覚間沢の人より礼儀正しく、格式を重んずる。昔の婦人の服装をみても南部の婦人はモモヒキナの米里学間沢の婦人は雪袴を着用した。

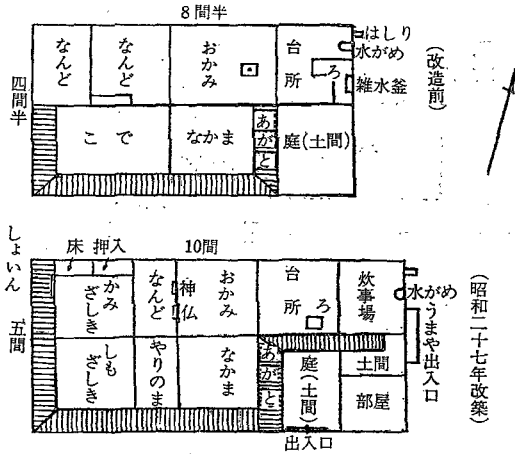
ハ、集落景観

すでに述べたように米里学間沢は北上山地の山ひだに分布する山村であるが、各民家の一筆当りの宅地面積は田瀬覚間沢とほぼ同じ四三四、二五平方メートルで、最も大きい屋敷は六九六、三平方メートルである。

屋敷内の家屋配置は太田川を境として、西の方は地形により南向きの家は西に母屋、その東にウマヤ、便所が一列に並び、東向きの方は北にウマヤ、便所が並び、太田川より東の方は地形により東に母屋、その西にウマヤ、便所が一列に並んでいる。

このように地形によりウマヤが東にあるものと西にあるものがあるが、母屋の東にウマヤ、その東南に大便所、母屋の南に物置小屋・風呂場・小便所が東に一列に並ぶものも多い。

母屋の間口は十一間半に奥行五間半というのが米里学間沢で最



第3図 江刺市米里字学間沢、千葉榮造氏宅見取図

屋根の材料はカヤ葺十一、トタン葺九で、田瀬覚間沢と著しく異なるところは外マヤ(母屋と離している、第二図参照)で間沢より多い。

間取りの一例を第三図に示したが、田瀬覚間沢が火災が多かったのでウマヤを離したと、米里学間沢の人々が田瀬覚間沢の人々に比してあることである。

も大きいから、屋敷面積、母屋の規模や山林・原野の面積は田瀬覚間沢より小さい。

屋敷畑の土地利用はタバコ乾燥場になっているものが多く、一筆当り水田面積は南部田瀬覚間沢のそれより大きい。

飲料水は沢の水を高いところに溜め、そこからビニールパイプで各戸に引水している。

各民家の平均代数は四代で、最も古い家でも十代である。

集落の姓別分布は高橋九戸、千葉八戸、三浦三戸である。

民家の屋根型は切妻一、入母屋一を除いて残り十八戸全部が寄棟であるのは東北型屋根型として一般的なものとおもわれる。切妻・入母屋の各一軒も昔は寄棟であった。

これはかつて学間沢が火災が多かったのでウマヤを離したと、米里学間沢の人々が田瀬覚間沢の人々に比して

格式を重んじたので純粹の農家でないという意識から生じたものと思われる。

また、両集落に共通する屋根景としては塀ぐしの上（カミ）に水、下（シモ）に竜の字をつけていることである。上という考え方は家の座敷の方ということと、地形の上という二つの考え方があり、上に水の字をつけるのは高きより低きに流れる水ということで消火を象徴し、下に竜の字をつけるのは昇り竜の縁起からであろう¹⁵。

かくて、こうした塀ぐしの普及する以前は土ぐれといい、屋根に芝草を上げた。上に水、下に竜の字をつけた塀ぐしが両集落に共通したのは比較的新しいようで、米里学間沢には大工が少なかったため、南部領の大工の技術が米里学間沢に伝播・波及したものとおもわれる。

なお、この上に水、下に竜の字をつけた塀ぐし景観は学間沢だけでなく、釜石線沿線の旧南部領の民家に広くみられる屋根景である。

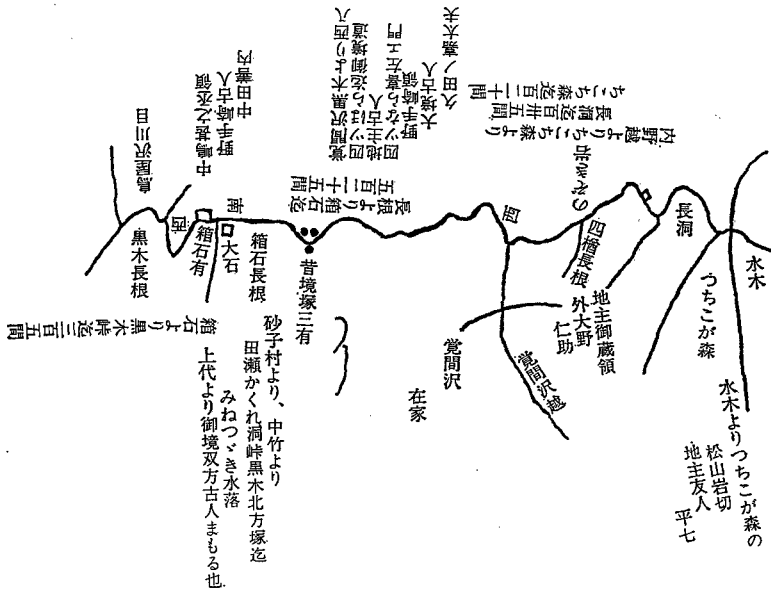
B 東和町田瀬覚間沢

イ、集落の発達

田瀬覚間沢は隆起準平原である北上山地の小盆地状地形に分布する十三戸からなる山村である。

地形は北に山を負い、南東が盆地状に拓けた日当りのよい環境である。全戸伊藤姓で、二つの本家（伊藤浩・伊藤松男）からそれぞれ別れた同族集落であることが米里学間沢と異なる。

その成立は資料なく判らないが、正徳四年（一七一四）の境絵図には覚間沢在家と出ているし、寛政四年（一七九二）の御村日記によると、上ノ多左衛門 松原 惣左衛門 前畑 嘉右衛門 坂下 吉左衛門 八森 多兵衛 下屋敷 勘之助 道下 甚六とみえて七戸あったことがわかる¹⁶。その後、嘉永元年（一八四八）の記録にも七戸が



第4図 南部・伊達領境絵図の部 (正徳4年8月6日)

記載されていて同じ戸数である。

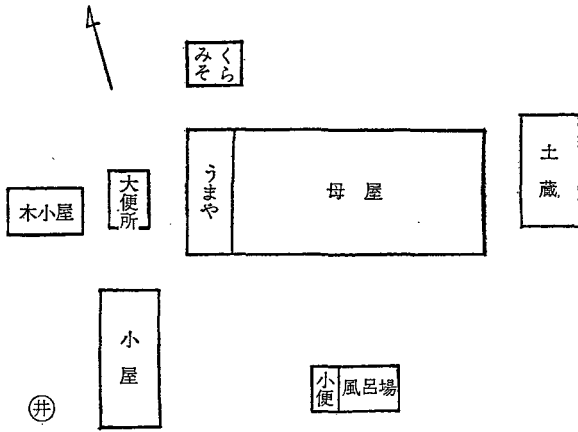
聴取によると、年代は不詳だが伊藤浩氏と伊藤松男氏の先祖が寛間沢の開拓に入ったのがこの集落の始まりで、それが寛政・嘉永のころには七戸に発達し、現在、十三戸に発達した同族集落である。

口、集落の機能

田瀬寛間沢も同じ北上山地に立地した山村で、畑は一筆当り面積四二四・〇二二平方米で水田の約二倍、山林・原野は水田・畑を一しよにした耕地面積の実に五・二倍となっていて、耕地面積は米里学間沢の約半分であるが、山村原野面積は米里学間沢の二・二倍となつて山村性が強い。

かつての畑作は麦・粟・大豆であったが、現在はタバコ・草地としている。水田の多くは第二次大戦後の食糧増産時に増えたが、それ以前の水田はほとんど湿地であった。

水利は沢水で水温低く、廻し水などしていたし、地



第5図 東和町田瀬，伊藤松男氏宅家屋配置図

形も北上山地の小盆地状地形だから畦畔が急で機械化は不可能である。

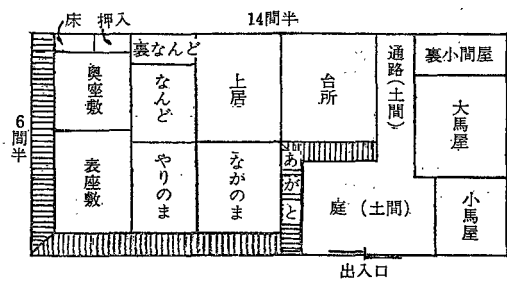
こうした地形と水温だから昔は凶作が多かったが、最近では田植が早くなり、品種改良などと相俟って被害が少なくなったことは米里学問沢と同じである。

農家と耕地との距離は平均五百米位である。流通圏としては、米は農協に、タバコは花巻に出荷している。一日、二往復のバスが唯一の交通で、日用品の買物は小さなものは江刺市米里人首に、大きいものは東和町土沢・花巻市・北上市の順であるが、国道一〇七号線が全通すれば、北上市に依存する者が多くなるものとみられる。

ハ、集落景観

田瀬学問沢も北上山地に立地する山村で、集落の一筆当り宅地面積は四七二、七一七平方メートルであり、米里学問沢より若干大きく、最も大きい屋敷は本家の伊藤浩宅で、一二八五、九五平方メートルである。広い屋敷は畑地の外、タバコ乾燥場利用している。

屋敷の家屋配置は土蔵、母屋、便所が東西に並び、南に風呂場、小便所のあるのが多いが、間取りは地形により高い方に座敷、低い方あるいは道路の便のよい方にウマヤをつけた。ただ、ウマヤは曲家の一戸を除いて全部ウチマヤ（第五図参照）である点が米里



第6図 東和町田瀬，伊藤浩氏宅見取図

学間沢と異るところである。

母屋の間口は両本家共十四間半に奥行六間半で、米里学間沢の最も大きい母屋より大きい。藩政時代は窓税があったので、蔵のような窓の少ない家が多かった。

各家の平均代数は九・三代で古い家が多い。十三戸中、一戸だけ曲家で、他は全部直家である。

ウチマヤは母屋の東と西にある家があるが、その割合は八対五で、東にウチマヤのある家が多い。さらに、ウチマヤは大きい家では大マヤと小マヤを設け、その北に続いて裏小間屋のあるのも田瀬覚間沢に多い。ウチマヤには昔は馬、現在は和牛を飼っている。

屋根は一戸の曲家を除いて全部寄棟、材料は三戸がトタンに葺替えた以外、全部カヤ葺で、古い姿をとどめている。トタンに替えた三戸も昔はカヤ葺であった。

の字をつけていることは前述のように米里学間沢の先駆的景観と考えられる。

六、おわりに

寛永十九年（一六四二）伊達・南部両藩境に塚が築かれ、天正十九年（一五九二）年以來の境争論も一応終止符

を打ったが、その後も両藩の越境事件塚の見廻りや修復が行なわれたことを学間沢を中心として古文書により検討し、西は奥羽山脈の駒ヶ岳から東は太平洋岸の唐丹湾まで延々一三〇キロにわたって残存するという見事な境塚は我
国各藩の境界標識中、珍らしいことを述べた。

次いで北上山地に立地する米里学間沢が藩境により対向的に分布する田瀬覚間沢と藩を異にすることによって、どのように異なるかを民家を中心として集落地理学的に調べてみた。その結果、集落では田瀬覚間沢が同族集落であるのに米里学間沢は三姓からなる集落であり、民家の間取りでは田瀬覚間沢は内マヤであるのに米里学間沢は外マヤである。米里学間沢の外マヤである理由はかつて火災が多かったのでマヤを離れたことと格式を重んじたためと考えられる。屋根の材料は米里学間沢がトタン多く、屋根景としての塀ぐしも僅か多い。耕地面積は田瀬覚間沢が米里学間沢の約半分であるのに山林・原野面積は反対に米里学間沢の二・二となつて山村性が強い。生活上の相違としては言語が異なるほか、流通圏も異なる。また、米里学間沢の人々は一般に田瀬覚間沢の人々より格式を尊ぶ。両集落に共通的なものは屋根景としての塀ぐしの上に水、下に竜の字をつけることである。これは南部領の技術が伊達領に伝播波及したものと考えられる。

以上、粗漏の点の多いものになつてしまつたが、従来、伊達・南部藩境については藩境そのものについての歴史的研究や藩境集落については相去・鬼柳および三十人町の報告のみで、学間沢についての報告はみなかった。その点、予察的なものであるが調査・報告し得たことは無意義ではなかつたとおもう。

別の機を得てこの研究を一層進めたいとおもっている。

調査に当つては江刺市役所・東和町教育委員会・同役場・農業協同組合、田瀬覚間沢、伊藤松男氏、米里学間沢、

千葉栄進氏および米里公民館長、松淵章氏にいろいろお世話になった。記して謝意を表する。

注

- (1) 岩田孝三(一九五六) 境界政治地理学 二頁
- (2) 上大内沢妥女由来記 (千葉林治所蔵)
- (3) 前掲上大内沢妥女由来記
- (4) 江刺之学間沢古人申口 (千葉務所蔵 写・小沢守夫)
- (5) 前掲江刺之学間沢古人共申口 (千葉務所蔵 写・小沢守夫)
- (6) 北上市史刊行会(一九七三) 北上市史第四卷 二九四頁
- (7) 岩手県(一九六三) 岩手県史第四卷 一〇六〇頁
- (8) 南部叢書刊行会 南部叢書第四卷 三九五頁
- (9) 江刺市立米里公民館(一九六九) 人首村風土記 十六番 一〇頁
- (10) 寛永十九年 人首村御検地帳
- (11) 松淵 章調査談
- (12) 前掲 人首村風土記 二十七番 一一頁
- (13) 前掲 上大内沢妥女申来記 (千葉林治所蔵)
- (14) 前掲 人首村風土記 七十八番 一七頁
- (15) 千葉栄進談
- (16) 寛政四年 御村日記(東和町田瀬 伊藤喜代美蔵)
- (17) 伊藤喜代美談